

労働安全衛生法

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物

で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

罰則 一一六 一二三

第一百六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

労働安全衛生法施行令

(製造等が禁止される有害物等)
第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 黄りんマツチ

二 ベンジジン及びその塩

三 四 アミノジフェニル及びその塩

四 石綿

五 四ニトロジフェニル及びその塩

六 ビス(クロロメチル)エーテル

七 ベータ-ナフチルアミン及びその塩

八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釀剤を含む。)の五パーセントを超えるもの

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。